

この町は あなたが住む町 つくる町 神川町議会

かみかわ町議会だより



「お祭りの伝承と集い所」 植竹 日枝神社

(写真提供「フォーカスの会」青木 茂さん)

- 平成17年度神川町一般会計と特別会計決算（1月から3月）の認定
- 平成18年度神川町一般会計と特別会計の補正予算を可決
- 神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 神川町老人の医療費の支給に関する条例を廃止する条例など

第 4 号

平成18年12月1日発行

編集 神川町議会運営委員会
発行 埼玉県児玉郡神川町議会

〒367-0292 児玉郡神川町大字植竹909
☎ 0495(77)0707 <http://www.town.kamikawa.saitama.jp>

定例会のあらまし

平成18年度第5回神川町議会定例会は9月7日から15日までの9日間の会期で開かれ、町政に対する一般質問が行われたほか、町長から提案された平成17年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定について、平成17年度神川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について等の特別会計決算、神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、神川町老人の医療費の支給に関する条例を廃止する条例などで21議案、請願・陳情7件、意見書3件の併せて31件の案件が審議されました。

町政に対する一般質問

一般質問は、9月7日に行われ、三名の議員が町長をはじめ町当局の考えを質問しました。
概要は、次のとおりです。



榎 徳男議員

読書の推進について

近年、高度の情報機能の進展、テレビやパソコン、携帯電話等の普及の中で、読書離れが進んでいます。町では、読書の推進をどのような形で進められているか伺う。町の教育環境は近隣の自治体と比べた場合一歩先に出ているという評価もあり、大変喜ばしいことであり、誇りとしているところがあります。その中で学習を深めるべき中心的役割を果たせるところの独立した図書館がありません。図書館建設計画については、旧神川町の定例議会の折りに何度か取り上げましたが、いまだ実現しておりません。生涯学習を宣言している町にふさわしい図書館を可能であるならば建設してほしいと思います。今後、図書館の建設設置の計画についても、町長、教育長に考えを伺う。

答え 町長

教育が神川町の将来にとって大変重要なことであり、神川町でも生涯学習を平成十四年から進め、新神川町でもこれから方向づけをしていくのではないかと思います。

読書の推進関係ですが、創造性豊かな文化活動のことは読書であると考えております。最近、非常に読書離れが進んでいると、新聞紙上、またいろいろなところで言われております。町では、読書の推進は大変意義あるものと考えて、学校、社会教育、保健センターでも読書活動に取り組んでおります。詳細については教育長に答弁させます。



神泉小朝読書の様子

答え 教育長

埼玉県では、1ヶ月に1冊も本を読まない児童生徒の割合が、小学校で約1割、中学校では約3割、高校生では約6割にも上るといふ読書離れの現状があると言われております。このことは大変大きな問題であると受け止めております。教育委員会では、子供の夢と希望と志をはぐくむため、読書活動の推進は大変重要なことと位置づけております。また、教育分野で取り組んでおります読書推進でございますが、児童生徒向けに完全学校週5日制対応事業として、読み聞かせボランティア四団体により、各幼稚園、各小学校で教室を開催しております。また、中央公民館ふれあいセンター、ステラ神泉においても読書教室を開催しております。一般市民の方には、生涯学習だよりにお勧め本の紹介を行うなど、読書活動の啓発に努めております。今後さらに個人の読書活動の普及に努めるとともに、現在ある施設がより多くの人に利用していただけるよう努力してまいります。

次に、教育現場での取り組みですが、読書を通して子供たちの健やかな成長を願い、神川町子供読書活動推進計画を策定しております。これによって、地域でのさまざまな子供の読書活動が展開されるよう期待しております。また、子供の読書活動の

より充実を図るため、完全学校週5日制対応事業として、読み聞かせ教室や指導主事を講師に読書感想文教室を中央公民館、ふれあいセンター、ステラ神泉で実施してまいりました。現在各学校では、家庭からの寄贈等で蔵書をふやす努力をしたり、移動図書館を利用したり、本のリクエストをして貸し出しを受けたりして工夫しているところでございます。今後読み聞かせボランティアの積極的な活用や親と子供が本を読み合う日を設定するなど、読書活動を推進するための啓発活動も図ってまいります。

次に、図書館の計画ですが、神川・神泉で合併協定書の中では「合併後検討する」こととなっておりますが、財政状況、用地の問題、費用対効果、運営方法、機能等さまざまな角度から検討を行う必要があると考えております。



神川幼稚園ボランティアによる絵本・紙芝居

歴史資料館の計画について

目まぐるしく変わり行く町並、生活様式もさまざまに変化をしながら進んでいます。古くからの町の様子が消えてなくなる現況を思うとき、できる限りの歴史を掘り起こされ、神川町の文化を可能な限り継承されるべき、多くの町民の皆様からどうなっているのか等の声を耳にいたします。新しい町がスタートし、町も大きくなりました。地域の伝統文化もそれぞれございます。古くからの町の歴史、伝統文化、生活文化などを多くの町民に知っていただき、神川町の町民として誇りを持って神川町で生活できるような、町づくりが必要であると思えます。そのため、明治時代から大正、昭和、平成と、ときどきに人たちが培ってきた、そして積み上げてきた生活文化、使われた道具、町内で発掘された多くの貴重な品物を展示するなどの施設ができないか伺う。

答え 町長

歴史資料館は、町の伝統文化を後生に伝え、郷土を愛する心をはぐくむために重要な施設であると認識しております。町民にとって、より生涯学習を充実させるために何が必要か、多方面から検討してまいります。

答え 教育長

町には、国指定文化財である金鑽神社多宝塔を初め、多くの文化財や歴史資料がございます。これら先人

が残した貴重な文化財を適切に保存して後世に伝えていくことは、今に生きる私たちの大きな役割であると考えています。現在、町には資料館にかわるものとして中央公民館展示室があります。さらに常設展示として、発掘調査の出土品や民俗資料等の公開も行ってまいります。また、文化財保護意識高揚を図るため、収用品展、収蔵品展を年二回開催しております。歴史資料館の必要性は十分感じておりますが、今のところ計画はありません。歴史の掘りおこしですが、町には三十四件の指定文化財があります。国指定が五件、県指定が五件、町指定が二十四件であります。これらの指定文化財はもとより

町にとって特に重要な文化財については、積極的に指定するなどして文化財保護に取り組んでいきたい。神川町史及び神泉村史については、町の歴史や文化について詳細に記述されておりますが、これらは町の歴史や文化を理解する上で基本となるものであり、活用価値の極めて高いものでございます。しかしながら、歴史という性格上、決して十分とは言えず、新たな歴史資料が発見される可能性もあることから、今後も地道な調査活動を行って、埋もれている歴史の掘り起こしを進めてまいりたい。伝統文化等の継承ですが、町には、八日市、池田、渡瀬、住居野の四地区で獅子舞が受け継がれていますが、いずれも町の無形民俗文化財に指定され、その継承活動について補助を行っています。何よりも保存会の熱意ある活動と地域の応援によって、歳事などでは欠くことができなないものとなっております。後継者の育成にも力を入れられ、地域で守り育てるといふ本来の伝統形態として評価できるものと考えます。町の歴史や文化を正しく理解し、保護していくことは、郷土を大切にし、人と地域とのかかわり合いをより深めるもので、地域住民の理解と協力が不可欠であります。このような点を踏まえて、文化財の活用と啓発活動を展開してまいりたい。

心の教育の推進について

現在の社会状況を見ますと、毎日どこかで人が殺されている事件が発生しているくらい、暗いニュースが目にとまり、私どもにも不安を募らせています。事件はさまざまな形で起きていますが、人々の命が、しかも簡単に軽く見られ、尊さが失われる事件が多発しています。こうした事件は町の中から起きてほしくないというのが私どもの願いであり、町民の願いであります。町ではこれらを踏まえ、心の教育の推進から人々の命を尊重して、こうした事件や事故を起こさせない町づくりが求められています。生涯学習を推進している中で、町の取り組みについて、町長、教育長に所見を伺う。

答え 町長

昨今の世相を考えてみますと、子供に関連した重大事件が多発しており、殺伐とした社会であると思えます。だからこそ今、心の教育が求められています。学校、家庭、地域そしてまた行政が一体となって取り組まないといけない、重要な課題であると考えます。



答え 教育長

近年、子供たちがかわる重大事件が相次いで発生し、社会全体に衝撃を与えております。町では、人間としての生き方を身につけ、命を大切にすることを教育の充実が緊急の課題であると受け止めています。命を大切にすることをはぐくむ道徳教育の充実や望ましい人間関係をつくる、さらには社会性をはぐくむ体験活動の充実、これらを柱に、命を大切にすることを教育に取り組んでまいりました。平成十六年度から町内の幼稚園、小学校、中学校に心の教育の研究を委嘱し、二年間取り組んでまいりました。また、各学校においては、週一時間道徳の時間を中心として、全教育活動を通じて自他の生命の大切さや生

きることのとうとさを積極的に取り上げ、心に響く教材の開発や心のノートなどを活用し、命を大切にすることを推進しています。また、子供たちの間で生じたトラブルについてすぐに暴力で解決することのないよう、望ましい人間関係づくりを進めるため、学校カウンセリングの充実や、相談員の雇用、県の生徒指導推進協力の事業等取り組んでおります。また、命を大切にすることを教育の重要なもう一つは、子供たちに社会性を育成することであり、そのためには、各学校では豊かな体験活動の充実を指導しております。福祉体験、ボランティア活動等の体験活動が充実してきております。平成十八年度からは教育プロジェクトを推進し、「知・徳・体」のバランスのとれた児童生徒の育成のため、関係者へ委嘱し提言をまとめてもらうものであります。学力、体力、社会性の三部会において話し合いが行われております。命を大切にすることは、学校だけで推進できるものではないと考えます。家庭においては、思いやりのある家庭をつくること、また地域社会では、地域社会の力を生かして地域で子育てを応援していただくことが必要であります。そのため、家庭、地域、学校が一体となった取り組みを推進いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



出 浦 弘 子 議 員

新生神川町の総合計画について

本年一月一日神泉村との合併により、新たな神川町として自治法第二条第四項にのっとり総合計画に着手し、現在アンケート調査の集計が行われ、子供たちのワークショップも修了したと聞いております。また、これから審議会等も行われ、本格的な計画が定められると認識しております。この策定にあたり、基本理念が三つ掲げられています。第一に「安全・安心」、第二に「自立・交流」、第三に「参画・協働」とうたっております。

第一の「安全・安心」テーマは、現国レベルでも常に唱えているもので、弱者、特に子供たちと高齢者、障害者を持つ方々に対するもの、さらに生活環境等、町民が生活する上で必要不可欠なものと考えられますが、どこまでが安心でどこまでが安全という基準の線引きは非常に難しいと思われまます。第二の「自立・交流」、このテーマは漠然としておりますが、小さくは個人個人自分たちでなし得ることはできる限り自分たちで、隣近所助け合っということ、また大きくは、町としても自立を目指し、近隣の市町村はもとより、県内県外との交流も今まで以上回るということであろうかと考えられます。第三の「参画・協働」というテーマでは、大字、小字で行う行事はもとより、町で行う事業、イベントに企画段階から積極的に参画し、意見を出し合い、協力し、少しでもかわり合いをもつて取り組んでいこうという趣旨なのか等、わかりやすい回答をお願いします。

答 え 町 長

現在町では、町づくりの指針となる総合計画策定の作業を進めております。本年度と翌年度の2カ年で策定し、計画の期間は平成二十年度から二十九年度までの十年間となります。既に合併協議会で策定しました新町建設計画の基本理念である「安全・安心」、「自立・交流」、「参画・協働」を柱に、合併後の一体感の醸成と次世代への発展を目指した町づくりの指針となるよう、策定いたします。

まず、第一の柱であります「安全・安心」は、私たちが日々暮らしの中で第一に願うことは、健康で安心して子々孫々にわたりこの地で暮らせることかと思えます。この願いをかなえるために、安全・安心の町づくりを目指します。

次に、第二の柱の「自立・交流」は、自己決定、自己責任に基づき、町づくりに取り組んでいかなければなりません。町民の皆様と知恵を出し合い、地域の特性を生かし、地域に誇りを持ち、さらなる自立を目指しております。また神川町は、他の地域との交流も盛んに行っており、川口市と河川の上下流交流、渋谷区神泉町との姉妹提携、ふじみ野市、横浜本牧観光協会との交流事業が定着しています。城峯公園の冬桜、町営冬桜の宿神泉、県下有数の神社仏閣など多くの観光施設を活用するこ

とによって、さらに交流人口をふやし、活性化を目指しております。

第三の柱に「参画・協働」ですが、町を振興させることは行政だけでは不可能であり、町民の皆様の方が必要であります。町の発展のための目標を共有し、ともに力を合わせ町づくりに取り組みます。計画策定段階から、より多くの町民の方の意見をいただきたいと考え、二十歳以上二千人を対象にアンケートを実施しましたところ、回収率は五十二％となり、業者に集計を依頼したところでもあります。そのほか、町内の小中学生二十二名による「未来神川のワークショップ」を三回開催し、最終日にグループごとのまとめ発表には私も保護者とともに同席し、子供たちが感じていることなど直接聞くことができました。今後、議会議員代表、団体役員、住民代表、知識経験者等の合計二十五名で構成する総合計画審議会を設置し、意見交換や協議など、活発な活動を期待いたします。



未来神川ワークショップ



岸 優 議 員

農業振興と休耕地の活用について

国の農業政策の転換により、麦や大豆など圧倒的多数の農家を農政の対象から外す品目横断的経営安定対策への加入手続きが始まりました。学校給食パンの県産小麦利用など、地産地消を進める埼玉県では、多くの農家の加入を目指しています。しかし、品目横断対策の矛盾は多く、麦作農家が作付を継続するか現在迷っているところでは、これを機に作付をやめる農家も出ていることは事実であります。埼玉ひびきの農協神川支店管内では、麦作集団として、ひびきの農産株式会社や個人で現在四十三名加入するとのことであり、面積は五十ヘクタールであり、また、不参加者、麦作をやめる人が二十八名で面積は二十八、七ヘクタールであります。全体の三分の一以上の面積を占めています。大部分は休耕地となる見込みとのことで、現在の休耕地と合わせると、神川町では百ヘクタール以上の休耕地となるのが明らかであります。現在認定農業者は九十五名であり、経営面積は百九十二、五ヘクタールで全農地の約二割であります。残り八割はほとんどが兼業農家ですが、この兼業農家も大切にしながら、農地の保全と再生産できるためにも、管理・保全することが重要であります。町の特産でもある梨栽培、酪農家等高齢化に伴う後継者不足などにより、面積がさらに増加することも明らかであります。休耕地の荒廃を防ぐとともに、環境保全にも大きな役割を果たすものであり、行政や農協が指導性を発揮していくことが重要であります。また、農産物の価格保障を国や県に対して強く要求していくことが重要であります。以上について、町の考え方を伺う。

答え 町長

作今の農業を取り巻く情勢は、輸入穀物の増加や産地間競争など、従来の手法により農業を安定的に経営していくには厳しい状況になってきており、加えて農業従事者の高齢化や担い手不足などにより、農業や農村の維持が危惧されるのであります。国においても、平成十七年三月に閣議決定された新たな食料、農業、農村基本計画の主要施策の一つとして、平成十九年度から麦・大豆などを中心に品目横断的経営安定対策が導入されます。この対策はこれまですべての農家を対象として、麦・大豆など品目ごとの価格に着目して講じられてきた対策を、担い手と言われる一定規模以上の農家や法人組織に絞り、経営の安定を図る対策として、ひびきの農協が郡内一円を対象に立ち上げた法人への条件整備が進められ、高齢化などを理由に麦作をやめる方はいるものの、三十九戸の農家がこの法人に参加しました。しかしながら、これで農地の有効活用が約束されたわけではありません。今年度策定した農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想においては、遊休農地の解消対策の



ひびきの南部選果場

一つとして、農業振興地域内において特定の法人が農地を借りるような措置を講じました。さらに、町といたしましては、新規就農者や農業後継者への支援の取り組みを継続するほか、本年度農業委員会の協力を得て、遊休農地の実態調査、その解消に向けたアンケート調査を実施いたします。これらを農地銀行活動へ広げ、農地の流動化を促進し、担い手農家への集積をすることにより、農業経営の規模拡大や農地の有効利用が図れるよう努めたい。

各小中学校の扇風機 未設置教室の対策について

神川中学校改築に際して各普通教室にも空調施設を要望いたしました。全校に設置するには財政上の問題があり、当面は困難であるが、改築校舎については、将来を考えて配線だけはいじりたいとのことであります。暑さ対策として扇風機の設置を検討するとも言われております。現在では地球温暖化傾向と異常気象による記録的な猛暑があったり、夏季には児童生徒が快適に学習できる状況ではありません。各家庭に空調施設がある時代であります。各小中学校の普通教室に最低でも扇風機を設置することを強く要望するものであります。町長の見解を伺う。

答え 町長

この件につきましては、平成十四年九月の定例議会におきまして、現在の神川中学校普通教室等建て替え計画に関連し、今後全校の普通教室にエアコンを設置することについてご質問をいただいたところであります。当時の財政状況等の関係から、エアコン設置は無理との結論に至りました。その後、扇風機を設置したかどうかという話題に上がりました。扇風機設置に対するその後の検討経過について、教育長より答弁いたします。

答え 教育長

平成十五年八月に完成いたしました神川中学校の新築等におきましては、建て替えの際エアコン設置は、国・県の補助金や町の財政面を考慮し、暖房効率アップと暑さ対策の観

点から石油式暖房機と扇風機を設置いたしました。平成十四年以降扇風機設置を前提に補助金検討を行う中、平成十五年に補助制度の一部改正が行われ、環境に配慮した空調設備工事の国庫補助対象化がされました。しかし、その補助対象となる事業内容は、校舎の新增改築や全面改造等を実施する場合に限り、普通教室の空調整備工事費を新たに補助対象にし、かつ夜間電力型活用型で蓄熱式などの環境への負荷を考慮したものと限定されております。したがって、現在、神川町の小中学校普通教室に扇風機を設置する事業に対しては、補助制度はなく、対象外になっております。児玉郡市内の小中学校における扇風機等の設置状況につきましても、設置形態はまちまちですが、一部の学校には設置されております。教育委員会として、効果や子供たちの健康面に与える影響など、引き続き調査、検討を行い、町当局と協議を進めてまいります。

いこいの郷デイサービス利用者へ 診療所へ送迎する場合の対応について

いこいの郷デイサービス利用者が診療所にかかる際の対応について、六月の議会答弁では法的規制など調べて、利用者のご意見を十分考慮して運営方法をとりとて言われましたが、どう対応されましたか。伺います。いこいの郷デイサービス利用者は、三月までは希望する者は診療所で診察を受けることができたのですが、四月からは一切認められておりません。診療所にかかるには別の日に来なければなりません。規則どおりと言いますが、デイサービスの運用次第では十分可能であることが明らかになっております。しかし、改善がみられません。町長は、いこいの郷も診療所も町営であり、利用者や患者をふやすことが必要であると言われています。改善策を伺う。

答え 町長

デイサービス利用者を送迎する送迎サービスですが、前にも答弁いたしました。厚生労働省や埼玉県介護保険課長からの通達により、基本的に介護サービスと医療行為を重複して利用することは認められておりません。デイサービス事業者である社会福祉協議会では、県の指導監督において、デイサービス中の医療機関の受診について適切でない旨の指導がありました。これを受けまして、今までの介護職員が同行し、診療が終了するまで付き添い、いこいの郷へ戻る方法を是正するために、本人や家族等にデイサービスと診療所への受診が同時にできないことを理解していただいて、デイサービスと別の日に医療機関に受診していただくようお願いしてまいりました。このことによる利用者への影響も少なく、本人や家族の協力により、今までどおり

議案審議の結果

九月定例会は、平成十七年度一般会計や特別会計決算、平成十八年度一般会計及び特別会計の補正予算案の改正、請願・陳情などが審議され、それぞれ原案どおり可決されました。

それぞれ利用されていると社会福祉協議会より報告を受けております。しかし、今までのようなデイサービスと併用した診療所の受診がなくなることに伴い、不都合が生じる家庭がある場合の対応方法を診療所とも協議いたしました。その結果、デイサービスの運営上問題ない範囲での方法として、早目にデイサービスを切り上げ、介護保険の利用を終了し、医療保険利用に切り替える方法であれば、デイサービス提供中の医療行為に当たらないということ、両者が協力して診療所受診ができるよう対応策を講じました。

予算関係

◎平成十八年度神川町一般会計補正

予算(第二号)

歳入歳出それぞれ三、八一八万六千円を追加し、総額を四九億五、四五六万円とするもの。

○歳入に追加された主な項目

地方特例交付金

△一、〇一八万二千元

地方交付税 四、〇二万七千元

県支出金 一、五二八万五千元

町債 六四〇万円

歳出に追加された主な項目

〈議会費〉

一般経費 一九万九千元

〈総務費〉

一般経費 四八万三千元

庁舎営繕事業費 三〇万円

町税過誤納還付金 二〇〇万円

〈民生費〉

障害者等対策費 一七七万円

老人保健特別会計繰出金

△ 一七二万五千元

丹荘保育所運営費

一八四万九千元

青柳保育所運営費 二六万三千元
児童運営事業 △ 二八万九千元
児童手当支給事業 二、五七五万円

〈農林水産業費〉

土地改良一般経費 七六万円

中山間地域等直接支払経費 一〇五万円

〈商工費〉

観光総務費 △ 七二万円

〈土木費〉

地積調査費 三六〇万円

住宅管理費 修繕料 八六万五千元

〈教育費〉

丹荘小学校管理費 五〇〇万円

青柳小学校管理費 一三〇万四千元

渡瀬小学校管理費 六五万三千元

神泉小学校管理費 七万三千元

神泉小学校教育振興費 一五万五千元

神泉中学校管理費 二七万三千元

神川幼稚園管理費 二三八万九千元

いずみ幼稚園管理費 一九万五千元
給食センター管理費 二二万六千元

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十八年度神川町国民健康保険特別会計補正予算(第二号)

事業勘定

歳入歳出それぞれ七、二〇三万二千円を追加し総額を一四億三、二八五万一千円とするもの。

○歳入に追加された項目

県支出金 七五万六千元

共同事業交付金 七、七一二万八千元

繰入金 △ 五八六万二千元

○歳出に追加された項目

共同事業拠出金 七、一〇三万一千元

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十八年度神川町老人保健特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一八〇万一千円を追加し総額を一億三、二四七万一千円とするもの。

○歳入に追加された項目

国庫支出金 六三万円

繰入金 △ 一七二万五千元

諸収入 二八九万六千元

○歳出に追加された項目
一般管理費 一八〇万一千円
〈審議結果〉 全員賛成 原案可決



◎平成十八年度神川町介護保険特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一、〇七四万一千円を追加し総額を六億七、八三九万三千円とするもの。

○歳入に追加された項目

繰入金 五五万七千元

繰越金 五五八万四千元

○歳出に追加された項目

償還金 八九三万円

一般会計繰出金 一八一万一千円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十八年度神川町公共下水道事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出それぞれ一九四万七千円を追加し総額を五億五、一七四万六千円とするもの。

○歳入に追加された項目

分担金及び負担金 一四七万円

繰入金 △ 七〇万円

繰越金 四七万七千円

町債 七〇万円

○歳出に追加された項目

特定環境保全公共下水道事業

委託料 一四七万円

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町水道事業会計補正予算(第一号)

収益的収入及び支出(予算第三条)で三〇〇万九千円を追加し、予算累計額を三億五、三四七万四千円とするもの。

○支出に追加された項目

修繕費 一五万五千円

資本的収入及び資本的支出(予算第四条)の内資本的収入では石綿管更新事業として二二〇万円、簡易水道再編推進補助金△一六〇万円で六〇万円の増、資本的支出では工事請負費九一八万四千円、固定資産購入費五二万円、固定資産購入費五二万円で九七〇万四千円とするもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決



平成十七年度、合併後の一月から三月までの決算の認定を審議し原案可決されました。

◎平成十七年度神川町一般会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額十九億一、八〇九万二千円、歳出総額一六億八、〇五九万一千円の決算を認定するもの。詳しくは「広報かみかわ十月号」をご覧ください。

〈審議結果〉 賛成多数 原案可決



◎平成十七年度神川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

事業勘定は歳入総額四億九、四六一万四千円、歳出総額四億一、九三一万一千円、施設勘定では、歳入総額四、一七二万一千円、歳出総額三、六五七万八千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額四億四七四万三千円、歳出総額四億二九四万円の決算を認定するもの

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額二億三、四五六万六千円、歳出総額二億一、四二八万円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町住宅資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額八二〇万五千円、歳出総額四二四万五千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町営バス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額五四八万五千円、歳出総額五〇三万円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額三、二一九万四千円、歳出総額三、二二二万二千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

歳入総額六億一、八四九万円、歳出総額六億一、七一一万六千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎平成十七年度神川町水道事業会計決算の認定について

事業収益が九、二四四万二千円、事業費用が一億五〇三万一千円、資本的収入が二、六八一万円、資本的支出が八、一五三万四千円の決算を認定するもの。

〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

条例など

◎神川町乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法等の施行及び健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を図るもの。
 〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町老人の医療費の支給に関する条例を廃止する条例

平成十七年十二月三十一日をもって受給対象者がいなくなったため。
 〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎神川町重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

障害者自立支援法の施行及び健康保険法の一部改正等に伴い、所要の改正を図るもの。
 〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町国民健康保険条例の一部を改正する条例

健康保険法等の一部を改正する法律等の施行に伴い、所要の改正を図るもの。
 〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

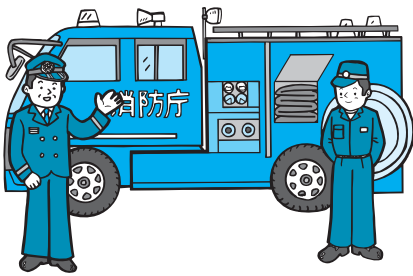
るもの。
 〈審議結果〉 賛成多数 原案可決

◎神川町消防団の設置等に関する条例及び神川町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

消防組織法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を図るもの。
 〈審議結果〉 全員賛成 原案可決

◎埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について

埼玉県市町村総合事務組合に熊谷市及び蕨市を加入させること並びに同組合規約を変更するもの。
 〈審議結果〉 全員賛成 原案可決



請願

◎文教厚生常任委員会

件名 安全・安心の医療と看護の実現のため、医師・看護師等の増員を求める請願
 要旨 一、医師・看護師など医療従事者を大幅に総員

二、看護職員の配置基準を、「夜間は患者十名に対して一人以上。日勤は患者四人に対して一人以上」とするなど、抜本的に改善
 三、夜勤日数を月八日以内に規制するなど、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」（通称：看護確保法）等を改善

請願者 埼玉県医療労働組合連合会 執行委員長 大川 修

紹介議員 岸 優議員
 〈審議結果〉 採 択

◎建設経済常任委員会

件名 「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制

等に関する法律」の改正を求める請願
 要旨 政府等に対し「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書を提出することを採択していただくことについて

請願者 埼玉弁護士会 会長 蔭山好信

紹介議員 松本文作議員
 〈審議結果〉 採 択

陳情

◎総務常任委員会

件名 「集配局の廃止再編計画に反対する意見書」採択に関する陳情について

要旨 一、地域住民の合意と納得を得ない集配局の廃止再編は行わないこと。
 二、離島や僻地、中山間地の郵便局を維持し現在の集配局機能を存続すること。

陳情者 全国労働組合総連合 議長 坂内三夫
 〈審議結果〉 採 択

◎文教厚生常任委員会

件名 視覚障害者の福祉充実を求め

める陳情書

要旨 視覚障害者の福祉充実を求め

めるお願い

陳情者 埼玉視覚障害者の生活と権利を守る会

会長 平野力三

◎建設経済常任委員会

件名 小浜地内町道舗装整備について

要旨 町道五〇一七号線の舗装のお願い

陳情者 小浜区長 落合芳雄

〈審議結果〉採択

件名 町道二二三号線排水溝新設について

要旨 道路排水溝新設のお願い

陳情者 関口区長 伊藤静雄

〈審議結果〉採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三六〇九号線及び三六六二号線、町道3608号線及び3664号線の舗装整備のお願い

陳情者 八日市区長 堰口弘一

〈審議結果〉採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三六〇九号線及び三六六二号線、町道3608号線及び3664号線の舗装整備のお願い

陳情者 八日市区長 堰口弘一

〈審議結果〉採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三六〇九号線及び三六六二号線、町道3608号線及び3664号線の舗装整備のお願い

陳情者 八日市区長 堰口弘一

〈審議結果〉採択

件名 八日市地内道路整備について

要旨 町道三六〇九号線及び三六六二号線、町道3608号線及び3664号線の舗装整備のお願い

陳情者 八日市区長 堰口弘一

〈審議結果〉採択

意見書の提出

件名 集配局の廃止再編計画に反対する意見書

要旨 日本郵政公社は、来年三月までに一〇四八の集配局を無集配局とする再編合理化を行うとし、採算性のみを重視したこの合理化計画が実施されると、郵便物の配達にとどまらず、貯金や保険、「ひまわりサービス」など現在の郵便局サービスが低下することとなり、住民の不安が高まっている。また、郵便局機能の縮小は、地域破壊に繋がることも懸念される。このような地域の実情と住民の声を無視した無計画で唐突な統廃合計画は、非現実的、非合理的であり、真の行政改革にも逆行するものである。よって、政府においては、地域住民の合意と納得を得ないもとで集配局廃止を行わないこと。

提出先

内閣総理大臣 小泉純一郎様

総務大臣 竹中 平蔵様

件名 医師・看護師等の増員を求め

める意見書

要旨 医療事故をなくし、安全・安心でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。しかし、医療現場の実態はかつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員の実現をすることが切実に求められている。よって政府は、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算の拡充や診療報酬の改善を行うよう要望する。

提出先

内閣総理大臣 小泉純一郎様

厚生労働大臣 川崎 二郎様

総務大臣 竹中 平蔵様

文部科学大臣 小坂 憲次様

財務大臣 谷垣 禎一様

件名 出資法及び貸金業規制法の改正に関する意見書

要旨 超低金利時代といわれる現在、消費者金融、信販会社、銀行など複数業者から返済能力を超えた借り入れをして、苦しんでいる多重債務者が後を絶たず、社会問題化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

化している。

こうした、背景には貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を適用させ、利息制限法の上限（年十五〜二十％）は上回るが、出資法の上限（年二十九・二％、日賦貸金業者及び電話担保金融は年五十四・七五％）よりは低い金利、いわゆる「グレーゾーン金利」で営業する貸金業者が多いという実態がある。

こうした中、先般、最高裁判所は貸金業の利息制限法の上限を超える利息について、「みなし弁済」規定の適用条件を厳格に解釈した判決を示した。

国では、平成十九年一月を目途に出資法等の上限金利を見直すとしている。今回の見直し時期をとらえ、借受者の不安を一日でも早

く解消すべきである。

また、仮に、金利の見直しにおいて、例外を認めては、運用において混乱を招き、多重債務問題の解決には至らないことが懸念されるとともに、ましてや実質的な金利の引き上げとなることは、銀行金利等の市場金利との比較において、利息制限法の制限金利自体も引き下げるべきと叫ばれている中、国民の声に逆行するものである。

よって、神川町議会は、国会及び政府に対し、法改正に当っては次の事項を実現するよう強く要請する。

1. 出資法の上限金利を利息制限法の制限金利まで引き下げ、少額短期、事業者特例を認めず、かつ、現行の利息制限法の規制を上回ることはないこと。
2. 貸金業規制法第四十三条の「みなし弁済」規定を改正法施行時に撤廃すること。
3. 出資法における日賦貸

4. 保証料名目での出資法及び利息制限法の脱法を禁止すること。

提出先

衆議院議長 河野 洋平様
参議院議長 扇 千景様
内閣総理大臣 小泉純一郎様
総務大臣 竹中 平蔵様
法務大臣 杉浦 正健様
内閣府特命担当大臣
(金融経済財政政策)
与謝野 馨様



冬桜でにぎわう城峯公園

議会日誌

7月



- 2日 第3回いこいの郷ふれあいまつり 第22回児玉郡市空手道選手権大会
- 5日 全員協議会 臨時会
- 6日 酪農組合連合会総会
- 10日 部落解放同盟青柳支部総会
- 11日～12日 児玉郡町議会議員前期研修会
- 14日 広域議会
- 16日 響の里創立9周年感謝祭り
- 19日 コミュニティ協議会統合総会
- 22日 植竹サマーフェスティバル 地域フォーラム
- 24日 青柳保育所夏まつり
- 27日 児玉郡市議会議員親善ゴルフ大会
- 28日 全国ダムポスター展
- 29日 埼玉県議長会役員県外研修
- 31日

8月



- 2日 全員協議会
- 3日 県北国保運営協議会
- 5日 第24回上武少年野球大会
- 9日 神流川沿岸地域国営事業等促進協議会総会

9月



- 1日 全員協議会
- 2日 群馬県総合防災訓練
- 7日 第5回定例議会(一般質問)
- 8日 第5回定例議会(決算説明)
- 11日 総務常任委員会、文教厚生常任委員会
- 12日 建設経済常任委員会
- 14日 第5回定例議会(決算質疑、採決)
- 15日 第5回定例議会(条例等質疑採決)
- 16日 小学校(4校)・いずみ幼稚園運動会
- 19日 かんなの湯オープンセレモニー
- 26日 神川町環境審議会
- 28日 国民健康保険会議
- 29日 神川中運動会、観光協会設立総会
- 30日 広域圏議会
- 30日 神川幼稚園・青柳保育所運動会
- 12日 丹荘保育所夏まつり
- 15日 美里町夏まつり
- 18日 第1回町民体育祭準備委員会
- 19日 事故なしキャンペーン、人権教育講演会
- 21日 梨連合会共進会(果実の部)
- 22日 利根グリーンセンター会議
- 25日 県国保連合会研修会(児玉大里郡内)
- 25日 議会運営委員会
- 30日 国保運営協議会